

平成30年第3回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成30年9月14日(金) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第98号 村上市保育園条例の一部を改正する条例制定について
議第99号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定について
議第100号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第101号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第102号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第103号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第104号 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について
議第107号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議第108号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議第116号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第117号 平成29年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議第118号 平成29年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員(8名)
- | | | | |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 尾形修平君 | 2番 | 大滝国吉君 |
| 3番 | 平山耕君 | 4番 | 稲葉久美子君 |
| 5番 | 木村貞雄君 | 6番 | 長谷川孝君 |
| 8番 | 河村幸雄君 | 9番 | 渡辺昌君 |
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
鈴木好彦君 鈴木いせ子君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|------------|-------------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 保健医療課長 | 信田和子君 |
| 同課国保室長 | 高橋晃君(課長補佐) |
| 同課国保室副参事 | 佐藤克也君 |
| 同課健康支援室長 | 中村和子君(課長補佐) |
| 同課健康支援室副参事 | 川崎健一君 |
| 介護高齢課長 | 小田正浩君 |

同課高齢者支援室長	土 田 孝 君 (課長補佐)
同課高齢者支援室係長	渋谷 直 人 君
同課地域包括支援センター長	田 中 加代子 君 (係長)
同課介護保険室長	大 滝 慈 光 君 (課長補佐)
同課介護保険室係長	近 藤 知 子 君
福 祉 課 長	山 田 和 浩 君
同課福祉政策室長	木 村 静 子 君 (課長補佐)
同課福祉政策室副参事	中 山 晴 剛 君
同課子育て支援室長	平 山 祐 子 君 (課長補佐)
同課子育て支援室係長	小 林 毅 君
税 務 課 長	建 部 昌 文 君
同課収納対策室長	大 滝 豊 君 (課長補佐)
同課保険税係長	瀬 賀 由 香 君

10 議会事務局職員

局 長	小 林 政 一
書 記	百 武 美 奈

(午前10時00分)

委員長(渡辺 昌君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、陳情第3号について、陳情者の意見を聞くこととしたので、陳情の審査において協議会を開催し、委員会再開後、審査日程のとおり付託議案の審査を行うことに異議なく、また、議会申し合わせにより陳情者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(渡辺 昌君)休憩を宣する。

(午前10時02分)

委員長(渡辺 昌君)委員会の再開を宣する。

(午前10時29分)

日程第1 議第98号 村上市保育園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(福祉課長 山田和浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

福祉 課長 おはようございます。議第98号であるが、村上市保育園条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、平成31年4月1日から山北にじいろ保育園と山北おぞら保育園を統合し、山北そらいろ保育園として開園することから所要の改正を行うものである。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第98号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第99号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（福祉課長 山田和浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

福祉 課長 それでは、議第99号である。村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定についてである。本案については、先ほどと同様に、平成31年4月1日から山北やまゆり学童保育所及び山北はまゆり学童保育所を統合し、さんぼく森のなかよし学童保育所を開所することから所要の改正を行うものである。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第99号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第100号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（福祉課長 山田和浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

福祉 課長 議第100号である。村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてである。本案の内容であるが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業等による代替保育の提供に係る連携施設の確保要件を整理させていただいたほか、家庭的保育者の居宅で保育が行われている場合の自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年とするなど、所要の改正を行うものである。よろしく願いいたす。

(質疑)

尾形 修平 これ今現在、村上市でこの家庭的保育事業所というのを運営されているところというのは何カ所ぐらいあるのか。

福祉 課長 家庭的保育事業所、この条例に該当するものは現在ない。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第100号は、起立全員にて原案

のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第101号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

介護高齢課長 おはようございます。それでは、議第101号についてご説明いたします。村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、介護保険法の一部改正により、新たに地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービスが創設され、通所介護に係る障がい福祉サービス等の指定を受けている事業所が地域密着型サービスの指定を受ける場合の特例である共生型地域密着型サービスに係る基準を定める必要があることから所要の改正を行うものである。よろしく願いいたします。

（質疑）

尾形 修平 今回変更された部分で共生型地域密着型という部分が全てだと思っただけけれども、それに関してちょっと説明していただけないか。

介護保険室長 説明させていただく。このたびの条例改正の主な今課長申し上げたとおりだけれども、共生型の地域密着型サービスの通所介護、いわゆるデイサービスの基準を定めるということで、共生型サービスというのは一体何かというところであるけれども、これは今回の改正を例に挙げれば、障がい者の指定を受けている、いわゆる介護保険は65歳以上だけれども、それ未満の方々が障がい者であればデイサービスを利用されている方がいらっしゃる。その方々が今度65歳になるといきなり介護保険の制度を使う、そして介護保険のデイサービスを使わなければならないということで、例を挙げるといわくすの里に障がい者のデイがあるけれども、そこを使っていた人が今度介護保険の別なデイサービスに行かざるを得ないというような事例もある。そうすると、その方が環境が変わったことによって、やはり戸惑いとか、障がいを負っている、あるいは高齢なものだからいろいろ体調も悪くなったりすることになるべく避ける、要するに障がいと高齢を共生させて、65歳以上になってもそのデイサービスで引き続き安心してサービスを受けられるようにというような基準が今回の基準である。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で審査を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第101号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第102号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

介護高齢課長 議第102号は、村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営

等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、介護保険法の一部改正により、介護保険法第5条の2の規定に第2項第3項の規定が加わったことにより修正するものである。よろしくお願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第102号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第103号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長(福祉課長 山田和浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

福祉 課長 それでは、議第103号である。公の施設に係る指定管理者の指定について議会の議決をお願いするものである。指定については公募によるもので、選定の結果、村上市立あらかわ保育園を現指定管理者である社会福祉法人颯和会に平成31年4月から5年間の指定管理期間とするものである。なお、選定の経過、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等については指定管理者の指定に係る資料をお示しいたしたので、あわせてご参照をお願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

鈴木 好彦 法人の概要を説明した書類が添付されてあるが、その3Pの中ほどに指定管理者として指定された後には以下の点にご配慮願いたいと。そこに前段あって、地域に密着した子育て支援を目指してもらいたいとあるのだけれども、これは具体的にはどんなことをイメージした表現なのだろうか。

福祉 課長 地域の保護者だけではなくて、そこに住んでいる方も当然いらっしゃるわけなので、行事なんかがあったときにその方たちも参加していただくなど、また当然保護者の方もいろんな保育園の行事に参加していただくなどということで、地域と一体になって子どもたちを育ててほしいというように解釈している。

鈴木 好彦 まだ突っ込みたいのだけれども、2問なので、次に行く。その後段の最後に、業務実績が良好であると判断された場合には、地域との関連性、園児、保護者職員等の負担を考慮し、選定方法については検討をお願いしたいと。この選定方法について、いわゆる考慮すべき選定方法というのは現在の考慮したい選定方法とどう違うか、その違いをちょっとイメージの中であるのなら教えてください。

福祉 課長 こちらについては、今回5年間良好であったというお話が選定委員会から出ているというのは聞いているし、また次の5年間良好であれば、その選定の方法であるけれども、10年という期間を運営してきたということも踏まえて、公募ではなくてそ

鈴木 好彦 福祉 課長 の颯和会さんのほうに直接限定でお願いしたらどうかという話だと聞いている。公平性を担保できるように、その辺制度設計をお願いします。以上だ。わかった。

以上で審査を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第103号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第104号 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更についてを議題とし、担当課長（福祉課長 山田和浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）
福祉 課長 議第104号であるが、公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について議会の議決をお願いしますものである。山北やまゆり学童保育所及び山北はまゆり学童保育所については、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、公募によらず特定非営利活動法人、おたすけさんぽくに指定管理をお願いしているが、平成31年4月1日から両保育所を統合し、山北おおぞら保育園内に新たな学童保育所を開設することになるので、指定管理の期間を平成31年3月31日までに変更させていただくものである。なお、期間の変更については現在の指定管理者に内諾を得ており、変更による不利益が生じないように進めさせていただきたいと考えている。よろしくをお願いします。

（質疑）
（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕
（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で審査を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第104号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第107号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）
保健医療課長 それでは、議第107号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてよろしくお願ひいたす。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,150万円を追加し、予算の規模を60億9,550万円とするものである。7Pから8Pをごらんいただきたいと思う。
歳入においては、8款繰越金、1項1目療養給付費等交付金繰越金777万5,000円は、繰越金のうち療養給付費等交付金退職者医療分の返還に係る分を計上いたした。2目その他繰越金372万5,000円は、前年度繰越金を計上いたした。
歳出については、9Pから10Pをごらんください。1款総務費、1項1目一般管理費の電算業務委託料27万円を計上いたした。制度改正に伴い必要となった国保事業報告システム、これは療養給付費負担金や調整交付金システム機能の改修に係る経費補正である。7款諸支出金、1項7目療養給付費等交付金償還金777万5,000円だ

が、平成29年度療養給付費等交付金退職者医療分の国庫負担金の精算に伴う返還金である。次の8目特定健康診査等負担金償還金の346万7,000円についても、平成29年度特定健康診査保健指導負担金の精算に伴う国庫負担金の償還金である。8款1項1目予備費1万2,000円の減額は、歳入歳出の調整によるものである。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第107号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第108号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(介護高齢課長 小田正浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 それでは、議第108号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,430万円を追加し、予算の規模を81億8,640万円にしようとするものである。

7、8Pをごらんいただきたいと思う。歳入では、3款使用料及び手数料、1項2目事業者指定等手数料5万円であるが、平成30年度から新たに徴収することになった地域密着型サービス指定事業所の新規指定または更新指定に係る手数料である。平成30年度は4事業所あって、新規指定については2万4,700円のところ1事業所、更新指定については8,700円のところ3事業所である。5款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金224万円であるが、前年度の地域支援事業の確定による精算交付金である。8款繰入金、1項4目事務費等繰入金3万4,000円であるが、これは予算調整のために追加するものである。9款繰越金2億9,197万6,000円であるが、前年度の繰越金である。

次に、歳出のほうだが、9、10Pをごらんいただきたいと思う。4款基金積立金、1項1目介護保険給付等準備基金積立金6,568万7,000円であるが、平成29年度の介護給付費等の精算により介護保険給付費等準備基金へ積み立てする保険料である。6款諸支出金、1項3目償還金1億8,235万9,000円であるが、平成29年度の介護給付費等の精算により、国及び県へ返還するものである。内訳としては、国庫支出金で1億4,086万円、県支出金で4,150万円である。次に、2項1目他会計繰出金4,617万1,000円であるが、平成29年度の介護給付費等の精算により、一般会計へ繰り出すものがある。次に、7款予備費、1項1目予備費の8万3,000円については、予算調整のために追加いたしました。よろしく願いいたします。

(質 疑)

長谷川 孝 濟まない。どこで聞けばいいかわからないので、ここ以外ないのでちょっと聞きたいのだけれども、今回の豪雨で251名、87%ぐらいの高齢者が避難所に避難したということなのだけれども、ほかに聞くところによるとケアマネジャーの判断で介護

施設等に避難した方もいるというふうに聞いているのだけれども、その辺に関しては把握しているか。

介護高齢課長 私が把握しているのは上海府小学校にいた方で、ちょっとその施設難しいなという方で、グループホームのほうに1人行っている。あと、山北のゆり花会館から特別養護老人ホームゆり花園のほうに1名の方が行っている。それで、避難所に来て、避難所では対応できないなという方について、そういう福祉施設のほうにお願いして移動していただいている。

長谷川 孝 ここにケアマネジャーいるか。

(何事か呼ぶ者あり)

長谷川 孝 いない。実は民間の介護施設にケアマネジャーが初めて、人に言わせると、こんなホテルみたいに豪華なところに避難できてありがたいとございましたと後で言ったというのだけれども、民間でも結構受け入れしたというところあるのだ。だから、その辺をちょっともう一回介護高齢課で把握していただきたいと思うので。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第108号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第116号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

保健医療課長 それでは、議第116号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてよろしくお願ひいたす。本特別会計における平成29年度決算状況であるが、決算書のほうをごらんいただきたいと思う。歳入総額77億2,969万4,832円、歳出総額73億8,754万8,944円となり、差引残額は3億4,214万5,888円となる。前年度と比較いたすと、歳入では1億6,050万6,411円、マイナス2.0%、歳出では2億4,914万7,934円、マイナス3.3%とそれぞれ減少となった。

歳入の主なものについてご説明させていただく。決算書の255Pから256Pをごらん願う。初めに、1款国民健康保険税だが、調定額14億7,463万9,422円、収入済額12億3,648万5,517円、収入未済額が2億971万1,364円であった。収入済額は被保険者数の減少などから昨年度より0.9%ほど減少しているが、収納率は83.85%であり、1.99ポイント上昇している。歳入総額の約16%の財源となっている。次に、257、258Pであるが、4款2項3目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金713万8,000円であるが、平成30年度からの制度改正に向けた準備として、自庁システム等の改修に係る対象経費に対して交付されたものだ。なお、対象経費は265、266Pにある1款1項1目一般管理経費のうちの電算業務委託料に含まれている。次に、259から260Pであるが、6款1項1目前期高齢者交付金21億2,498万9,038円は、歳入に占める割合が27.5%と最も高い交付金だ。国保と被用者保険で65歳から74歳の前期高齢者の加入割合が偏在しており、保険者間で生じる医療費の不均衡を調整するための交付金だが、これは前々年度の精算を含むため、平成27年度の確定により

約4,400万円の減額精算が生じたが、減額の幅が前年度を下回ったため、総額では前年度に比べ3億2,159万8,061円の増額となった。最後に、261P、262Pをごらん願う。11款1項1目一般会計繰入金4億9,082万1,771円は、一般会計3款の繰り出し額と同額である。これは国、県からの保険基盤安定負担金に市負担分をつけ足したものと、出産育児一時金、職員給与費等、あと事務費、財政安定化支援事業分を合わせて国民健康保険特別会計へ繰り入れされたものだ。

続いて、歳出の主なものだが、267、268Pをごらん願う。2款保険給付費の支出済額45億1,828万9,459円は歳出総額の61.2%を占めているが、昨年度より2億7,004万4,296円、5.6%の減少となっている。これは、被保険者数の減少が主な要因と考えられる。次に、271Pから272Pをお願いする。7款共同事業拠出金15億5,775万5,684円は歳出総額に占める割合が保険給付費の次に多く、21.1%を占めている。県単位で国保連合会が事業主体となり、運営している高額医療共同事業と保険財政共同安定化事業に対して国保連合会に拠出するもので、歳入9款の共同事業交付金の原資となるものだ。被保険者数の減少等に伴い対象医療が減少となったため、4.4%ほど減少している。これは県単位化に伴い平成29年度で事業廃止となるが、高額医療に対する国、県の公費負担は継続され、交付先が市町村から県へと変わる。最後に、273P、274Pであるが、8款1項1目保健事業費、備考1、保健事業経費5,172万3,898円だが、人間ドック健診事業委託料の822万円だが、国保の被保険者数が減少している中、前年度より101人ほど増加している。また、その下の医療費通知等作成業務委託料102万5,707円には、医療費通知のほかジェネリック医薬品利用差額通知事業が含まれている。ジェネリックの医薬品の数量シェアは平成30年3月診療月分で68.2%となっており、毎年伸びてはきているものの、県平均の72.1%にはまだ至っていなかった。簡単であるが、以上で説明を終わる。よろしくお願ひいたす。

(質 疑)

稲葉久美子
税務 課長

258Pに出ていた督促手数料の内容について教えてほしいと思うが。

この督促手数料については、納期限から20日経過まで納付がないというような場合督促状を発送することになっていて、1通につき100円をいただいているところである。

稲葉久美子
税務 課長
木村 貞雄

これ1年間分でこの金額ということか。

1年分である。

全体的にだけけれども、昨年度に比べて不納欠損額が1,356万3,888円と多くなっているのとこの収入未済額の減少、5,184万547円のこれについてちょっと説明お願ひしたいと思う。

(何事か呼ぶ者あり)

木村 貞雄
税務 課長

不納欠損について、不納欠損が増額になっているのと収入未済額が減額。

これも市税の関係と同様になっていて、不納欠損については時効5年間による消滅と、それから即時消滅と、それから滞納処分の執行停止が3年間継続することで不納欠損になるのと3つあるのだけれども、そのうち滞納処分の執行停止の関係で通常は年度内の3月31日付で不納欠損にして、3月31日付で不納欠損にして・・・

(何事か呼ぶ者あり)

税務 課長

そうだ。年度内3月31日に不納欠損するために3月30日付で滞納処分の執行停止に

しているのだけれども、平成25年度分を滞納処分の執行停止にしたのが平成26年3月31日付であったために、この分が平成29年4月1日に不納欠損になり、平成28年度の不納欠損に計上されなかったと。それで、その分は平成29年度に計上されたため、平成28年度は額が少なかったのだけれども、平成29年度の額が多くなったということである。

木村 貞雄
税務 課長
長谷川 孝

市税と同じ。

市税と同じである。

さっき課長がジェネリックのことを話したよね。ここのはがきか何かの通知というのは、例えばあなたは医療費幾らかかっているよというのの通知をよこすのも、この業務委託料の102万円というのはそのことを言っている。

保健医療課長

現在通知は2種類となっていて、幾らかかっているよという医療費通知の分とジェネリックの利用の分と2種類の合計額である。

長谷川 孝

それで、68%ぐらいジェネリックのほうに行っているということ、県平均よりもまだ行っていないということで、これでどのぐらい使用の効果というのはあったものか、大体算定しているか。

保健医療課長

済まない。ちょっと費用効果まで資料を準備していなかった。申しわけない。後で準備する。

尾形 修平

先ほど保健医療課長のほうから被保険者が減少したということだけれども、その減少した数がどの程度なのかと、その減少した理由が自然減であればしょうがないのだけれども、何かあるのか教えてください。

保健医療課長

被保険者の数であるが、減少率が6.0%となっていて、現在平成29年の平均値で被保険者は1万4,076名となっている。これは世帯数が8,716世帯となっており、現在一番手持ち資料であるのが平成25年度の数値と比較いたすと、平成25年度は世帯数9,935世帯、被保険者数が1万7,171人、確実に毎年減っている。人口減少に伴っての減もあろうかと思うし、近年では65歳からの雇用が、ちょっと雇用保険の関係が、雇用の制度のほうが変わったので、若干前期高齢者の割合の伸び率が減ってきているので、その影響も少しあるのかなというふうに考えている。

木村 貞雄

同じようなことを聞くかもしれないけれども、今課長のほうから説明あったのだけれども、保健事業費が13.1%と減少しているのだけれども、これもあくまでも被保険者の減少によるものか。

保健医療課長

保健事業費で。

木村 貞雄

はい。

保健医療課長

保健事業費については、昨年度とかその前の年度に補助事業をちょっと受けていて、歳入でもあったのだけれども、その補助事業が平成29年度は受けなくてやっていたので、金額的に少し大きく減少したように見えている。ただ、内容的には補助事業以外の、単発事業以外のことはきちっとやっているの、本当に自前の金額、その補助事業を除いた金額についてはほぼ、ほぼ同じものになっている。ただ、費用対効果の中で下がる部分はあるかと思うが、内容的には同じ内容をやっている。

尾形 修平

人間ドックの助成で、昨年度の実績教えてもらえるか。

保健医療課長

昨年度は、平成28年度は721人、平成29年度が822人である。

尾形 修平

今七百何人と言った。

保健医療課長

721名。

尾形 修平

平成28年がね。

保健医療課長 はい。平成29年が822名だ。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第116号は、起立多数にて認定すべきものと決定した。

日程第11 議第117号 平成29年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

保健医療課長 それでは、議第117号 平成29年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてよろしくお願ひいたす。本特別会計における平成29年度決算状況だが、歳入総額6億4,575万7,441円、歳出総額6億3,539万5,269円となり、差し引き残額は1,036万2,172円となる。前年度と比較すると、歳入では4.0%、歳出では2.4%とそれぞれ増加している。

歳入の主なものだが、282P、283Pをごらん願う。歳入総額の67%である第1款後期高齢者医療保険料収入済額4億3,241万3,720円は、被保険者1人当たり調定額の増加のほか、平成29年度から段階的に保険料軽減特例の見直しが実施されたことなどにより、前年度より6.3%の増加となっている。収納率は、現年度分で99.68%だ。次に、総額の32.3%である3款1項1目一般会計繰入金2億838万9,919円だが、備考1の保険基盤安定繰入金1億9,345万8,157円は低所得者に対する保険料軽減相当額を県と市で補填する制度で、負担割合は県が4分の3、市が4分の1となっている。備考2の職員給与分、備考3の事務費繰入金と合わせて同額が一般会計の3款民生費から繰り出しをされており、前年度より1.2%の減額となっている。

続いて、歳出であるが、286P、287Pをごらん願う。第2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金6億1,596万477円は歳出総額の96.9%を占めており、歳入の保険料と保険基盤安定繰入金が充てられている。保険料の増収等により、前年度に比べ2.4%ほどふえている。3款1項1目保健事業費439万994円の事業経費のうち369万円が、前Pに戻るが、5款3項の雑入、285Pだが、特別対策補助金の交付を受けている。簡単であるが、説明は以上である。よろしくお願ひする。

(質疑)

尾形 修平 これ毎年出る話なのだけれども、国保でもやっている湯っくり・湯ったり事業なのだけれども、昨年の実績について説明していただきたいと思う。

保健医療課長 湯っくり・湯ったり事業であるが、平成29年度の延べ利用者数は9,035名であって、前年より25名増加であった。

尾形 修平 これ決算認定等すごい数だなというふうに見えるのだけれども、多分同じ方が年間通して行っている方がかなりいるのではないかなと私推測するのだけれども、その辺に関しては調べていないか。

保健医療課長 そちらについては今年度調べていて、後期の場合、実利用者人数は1,358名と考えている。そのうち多数回利用者が多くあって、1回に・・・済まない。アンケートを

とった結果ではあるけれども、5回から9回がアンケートをとった中で30.8%であった。中には、10回から19回の利用者が33.8%を占めていた。20回以上もあって、15.2%であった。

尾形 修平 そうすると、後期高齢に加入されている方で利用されている方というのは特定の方に絞られているのではないかなというふうに私印象受けるのだけれども、この事業等は市の事業として効果を発出しているかなという意味でちょっと疑問を私以前から感じていたのだけれども、その辺課長どのように考えている。

保健医療課長 このたびアンケートの中にも、自分の体に関して健康状態の改善があったかというアンケート項目を設けさせていただき、回答の86.5%が健康になったと実感しているということであった。健康になった理由として、疲れがとれるとか、体の痛みなどが和らいだ、そのほかこの施設に来ることで閉じこもりの予防効果にもなった、楽しみがふえたという方が78.5%になっていたもので、やはり健康面だけではなくて、閉じこもりの予防だったり、人との出会い、人との触れ合う場だったり、そういったところが高齢者にとっては医療だけでない必要な部分でもあるのかなというふうに認識している。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第117号は、起立多数にて認定すべきものと決定した。

日程第12 議第118号 平成29年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

介護高齢課長 それでは、議第118号 平成29年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。まずは、323Pの実質収支に関する調書であるが、実質収支額は2億9,404万9,000円であった。次に、291P、292Pをごらんいただきたいと思う。収入済額の合計であるが、79億3,069万106円であった。次に、293P、294Pであるが、支出済額の合計である。76億3,664万756円であった。歳入歳出差し引き残高であるが、2億9,404万9,350円を翌年度へ繰り越した。

続いて、歳入の主なものをご説明いたします。295P、296Pをごらんいただきたいと思う。1款1項1目保険料であるが、収入済額14億2,493万7,731円、不納欠損額287万4,805円、収入未済額1,130万4,630円である。徴収率は99.01%である。第2款1項1目1節、備考の1、配食サービス事業負担金456万1,500円であるが、これ1食300円の負担金であって、平成29年度は246人、1万5,205回分となる。2の配食サービス事業負担金（滞納繰越分）であるが、2,700円については9回分である。4款の国庫支出金であるが、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金といったして、収入済額が19億6,815万6,358円であった。次に、297P、298Pをお願いいたします。5款の支払基金交付金であるが、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金といったして、収入済額が19億9,506万4,167円であった。次に、6款である。県支出金であるが、介護給付費負担金、地域支援事業交付金といったして、収入済額が11億901万4,599円である。次に、299、300Pをお願いいたします。8款の繰入金であるが、

介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、事務費等繰入金、低所得者保険料軽減繰入金及び基金繰入金といたして収入済額が12億2,588万7,260円であった。第5目の低所得者保険料軽減繰入金988万260円であるが、これは平成27年度から始まった事業であって、介護保険料の第1段階に該当する方に対して基準額から0.05を繰り入れるもので、財源は国が2分の1、県、市町村が4分の1ずつ負担するものである。対象者は、現年度が3,096人と過年度11人の合計3,107人である。歳入は以上である。次に、歳出の主なものを説明させていただく。303P、4Pをごらんいただきたいと思う。1款1項1目備考の1である。一般管理経費の中の6行目であるが、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料であるが、これが132万3,000円で、村上市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定を委託したものである。これ3年に1度行うものであって、現状分析、課題のまとめをして事業量の推計や介護保険の算定、介護保険事業計画の編集及び作成を行った。委託料は、一般会計の老人福祉費と介護保険特別会計で2分の1ずつ負担しているものである。委託料の合計が264万6,000円であって、その半分ということで132万3,000円を使わせていただいた。次に、7行目であるが、例規整備支援業務委託料21万6,000円である。これは介護保険料の改正に伴い、新たに指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を新規設定するために法令例規の専門業者である業者に条例案の作成を委託したものである。次に、305P、6Pであるが、2款の保険給付費である。1項の介護サービス等諸費であるが、64億4,010万4,824円となった。内容については例年どおりであるので、省略させていただく。次に、307P、308Pである。2項の介護予防サービス等諸費であるが、8,274万8,501円となった。内容については例年どおりなので、省略させていただく。続いて、313P、14Pの3款1項1目、備考の1の介護予防・生活支援サービス事業経費のうちであるが、下から3行目だけでも、元気応援訪問サービス事業費負担金と元気応援通所サービス事業費負担金、高額元気応援サービス費である。これについては、有効期間開始日が平成28年4月1日以降の要支援認定者が対象となって、介護予防訪問介護から元気応援訪問サービスへ、介護予防通所介護から元気応援通所サービスへ、高額介護予防サービス費から高額元気応援サービス費に変わったため、介護予防サービス給付費から介護予防・生活支援サービス事業経費に移行したものである。次の319P、320Pをごらんいただきたいと思う。3項8目の任意事業費であるが、備考欄の1の任意事業経費の2行目である。配食サービス事業委託料1,343万6,336円である。これは65歳以上の単身老人世帯等で調理が困難な要援護老人に対し配食サービスを行うと同時に、安否確認を行っている。次に、認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減助成金907万5,093円であるが、これは平成28年度から実施したグループホームを対象とする低所得者の要介護者等の経済的負担を軽減するための家賃等の助成をするものである。非課税世帯で課税年金収入額が80万円以下のものについては1カ月当たり2万円、また80万円を超えるものについては1カ月当たり1万円を助成している。次に、紙おむつ等購入費助成費であるが、1,855万8,542円である。在宅の寝たきり老人等に対し紙おむつ券を支給することにより、在宅福祉の向上を図ることを目的に行っている。実人数が968人である。説明は以上である。

(質 疑)

長谷川 孝

介護保険始まって相当長くなっているのだけれども、最初のころは例えば介護施設

に入るの大変だったとかということで相当相談も受けたのだけれども、最近そういうのよりも介護人材とか、はっきり言えばホームヘルパーさんの高齢化とか、そっち、在宅介護とかも多くなってきているから、一番心配なのは介護人材、医療の看護師とか医師不足もそうなのだけれども、一番身近な問題としてはやはり介護人材不足というのが大きいのではないかなというふうに思っているのだけれども、民間の介護施設の人たちと話し合うときにそういう問題は出てこないか。

介護高齢課長 おっしゃるとおり、人材の問題出ている。民営福祉会という団体があって、その方たちとの会話の中でもその人材何とかならないかということで、今年度は高校生を対象に施設のめぐりをバスでやり、大変好評で、それもその民営福祉会との話し合いで、そういうのもできないかということでやらせていただいた。あと介護人材の関係で1人当たりこっちの市外から転入されて努めてくださった方には補助金、助成金出すとかして何とか人を確保しようとして私も頑張っているところである。

尾形 修平 ちょっとお聞きしたいのだけれども、市でほら徘徊老人に対してのGPSの対応をやっているけれども、それというのはこの認知症の経費の中に入っていないようなのだけれども、俺の見方が悪いのだろうか。

(何事か呼ぶ者あり)

尾形 修平 318Pの認知症総合支援事業に俺は入っているのかなと思ったのだけれども、予算の出どころが違うの。

介護保険室長 決算書の318Pの認知症総合支援事業経費のぼちの5番目か、認知症徘徊高齢者搜索業務委託料である。

尾形 修平 そうすると、昨年本会議でも質問出たと思うけれども、かなりの方に貸与していると私聞いたのだけれども、こんな1万7,000円ばかりか実績なかったということなのか。

地域包括支援センター長 平成29年度の利用は2件になっている。

尾形 修平 多分それ本会議でも出たけれども、そういうものが、今たびたび防災無線でもそういうものの、徘徊老人の搜索依頼が出ているけれども、知らない人が多分いっぱいいると思うのだ、それを市で制度化して貸し出ししているということ自体が。たしかあのおきも一般質問でもそういうような話が出たと思うので、その辺の周知も、今2件しか利用がなかったというのは、私も勉強不足であれだったのだけれども、もうちょっと市民の方に周知してあげれば利用される方が多分いると思うので、その辺もよろしく願います。あともう一点いいか。これ予算の中にどこに出てくるのかそれこそわからないのだけれども、テレビとかいろんな報道なんかで見ると、高齢者の虐待について、介護高齢課なのか、福祉課になるのかわからないけれども、その辺窓口のほうに相談に来られる方というのはどのぐらいいるものか。

地域包括支援センター長 高齢者担当分でお伝えすると、「村上市の福祉と保健」の59Pにデータを載せさせていただいているけれども、こちら新規相談件数、通報受理件数ということで平成27年度から3年間分載せてある。20件前後ということで・・・

尾形 修平 年間20件。

地域包括支援センター長 はい。こちらで把握しているものだ。以上だ。

尾形 修平 というのは、ご本人が相談に来られるのか、それとも近所の人が見かねて役所に相談に来られるのかって、それどちらか。

地域包括支援センター長 本人にサービス調整で入っているケアマネジャーさんや、やはり家族の方、民生委員さんの方とかということになっている。

尾形 修平 これなかなか多分表に出にくい事案だと思うのだ。だから、こうやって介護保険使ってケアマネさんとかが入っている家庭はそういう格好で把握できると思うし、これ今介護のやつやっているけれども、子どももそうなるわけだ。これは福祉の担当になると思うけれども、そういう人の声を出せないようなものというのは、なかなか行政で全てつかむというのは難しいなと思うのだけれども、私は20件ばかりでは実際ないなって、私想像するに思うのだ。だから、その辺これ聞くのちょっと酷な気もするけれども、後々対応の仕方が、本人申告しか対応の仕方されないと思うけれども、あとやっぱり民生委員の方とか小まめにあれしていただくとかというような福祉協議会のほうとの連携なんかもやられているか。

地域包括支援センター長 委員おっしゃるとおり、こちらで把握している数は本当に氷山の一角なのではないかというふうには自覚している。毎年高齢者虐待ネットワーク会議、行政だけでは把握することは難しいので、地域の人権擁護委員さんや民生委員さん、警察、いろんな団体の方に入っていて、やはりネットワーク、キャッチするところが大事であるというところで、こういった会議を開いてなお一層こういう虐待で苦しむ高齢者が少なくなっていくことを念頭に置いて頑張っていきたいと思う。以上だ。

尾形 修平 終わる。

〔委員外議員〕

鈴木いせ子 314Pに元気応援訪問サービス事業負担金ってあるのだが、この事業はどういう立場の方がやっていたらいいのかな。

地域包括支援センター長 こちらは介護認定の中で要支援の認定を受けていらっしゃる方を対象にしている事業となっている。通所訪問サービス、これヘルパーさんのサービスだし、それから通所介護サービスということでデイサービスという通って介護を受けるデイサービス、2つになっている。以上だ。

鈴木いせ子 ケアマネジャーさんが主にやっている事業なのだろうか。ヘルパーさんがやっている事業か。

地域包括支援センター長 介護サービスを受けるときには、ケアマネジャーが介護サービスの計画をして利用していただくことになる。そこで、介護サービス自体は、利用する先はデイサービス、訪問介護事業所ということになる。

介護高齢課長 これで制度が変わり、前介護予防だったデイサービスとヘルパーが市の総合事業のほうに移ったのだ。その関係で元気応援という感じで介護予防のデイサービスと訪問ヘルパーについては移動してきたということになる。

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第118号は、起立多数にて認定すべきものと決定した。

委員長（渡辺 昌君）休憩を宣する。

（午前11時42分）

委員長（渡辺 昌君）再開を宣する。

（午後1時00分）

渡辺委員長 分科会に入る前に、午前中の質疑の中で保健医療課長から説明あるそうなので、お願いします。

保健医療課長 それでは、午前中の国民健康保険特別会計の決算の中で、長谷川委員のほうからご質問のあったジェネリック差額通知による削減効果額であるが、平成29年4月診査月分から1年間で合計いたすと合計の差額効果は約1,500万円であった。そのうち保険者負担相当額が1,100万円ほどであった。

○以上で当委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（渡辺 昌君）閉会を宣する。
（午後1時01分）